

新型コロナウイルス感染症
医療機関が利用できる主な支援策
助成金、給付金、融資制度など

この資料は、新型コロナウイルス感染症に関わる支援策について、経済産業省、厚生労働省等で公開されているリーフレットを抜粋したものです。
詳しくは、両省のHP等をご参照ください。

2020. 9. 23版

大阪府保険医協会

医療機関が利用できる主な支援策

(2020. 9. 23 現在)
相談窓口

支援策	内容	主な条件	
1. 助成金・給付金			
①新型コロナウイルス感染症 対応従事者慰労金交付事業	<p>①新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、最大20万円を給付</p> <p>②その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付</p> <p>【申請方法】 勤務する医療機関等を通じて申請</p> <p>【申請受付期間】 当面10月31日まで延長(大阪府)</p>	<p>・病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員。資格や職種、雇用形態等による限定は無い。</p> <p>・「患者」とは新型コロナウイルス感染症患者に限らない。</p> <p>・1/29(大阪府の場合)～6/30までの対象期間に10日以上勤務した医療従事者や職員。休暇等、実質勤務していない日は算入しない。</p>	<p>(1) 申請方法に関する問合せ＝大阪府慰労金交付事業コールセンター 電話 050-3161-6019</p> <p>(2) 制度内容に関する問合せ＝厚生労働省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター 電話 0120-786-577</p> <p>(3) 申請書の修正や審査に関する問合せ＝大阪府慰労金交付事業コールセンター(審査担当) 電話 06-6210-2383</p>
②医療機関・薬局等における 感染拡大防止等支援事業	<p>【補助額】 以下の額を上限として実費を補助</p> <p>* 病院 200万円+5万円×病床数</p> <p>* 有床診療所(医科・歯科) 200万円</p> <p>* 無床診療所(医科・歯科) 100万円</p> <p>【対象期間】 2020年4月1日から2021年3月31日までにかかる経費が対象</p>	<p>新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助。</p> <p>【申請受付期間】 2021年2月28日まで(予定)</p> <p>※申請は各施設で1回のみ。</p>	<p>(1) 申請方法に関する問合せ 大阪府感染拡大防止等支援事業補助金コールセンター 電話 0570-001-332</p> <p>(2) 支援交付金制度に関する問合せ 厚生労働省医政局 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関するお問い合わせ窓口 電話 0120-786-577</p>
③家賃支援給付金	<p>【給付内容】 申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)</p> <p>【給付率】2/3</p> <p>【給付上限(月額)】 法人＝月50万円 個人＝月25万円</p> <p>★但し、支払家賃(月額)のうち給付上限を超えた額の1/3を給付し、給付上限額(月額)を法人100万円、個人事業主50万円に引き上げ。</p> <p>→ 法人＝支払家賃(月額)225万円以上で上限の100万円(月額)。 個人＝支払家賃(月額)112.5万円以上で上限の50万円(月額)。</p>	<p>【給付条件】 新型コロナの影響により、5月～12月において以下のいずれかに該当するテナント事業者。</p> <p>・いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少。</p> <p>・連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少。</p> <p>【申請方法】 ポータルサイトから電子申請。電子申請が困難な場合は、申請サポート会場(完全予約制)でサポート。</p> <p>【申請期間】 2021年1月15日まで。</p>	<p>家賃支援給付金コールセンター 電話 0120-653-930</p>

<p>④雇用調整助成金の特例措置 (雇用保険未加入者は緊急雇用安定助成金)</p>	<p>【助成額】職員一人1日につき上限15,000円 【助成率】中小企業10/10(解雇等を行わない場合) 【特例措置の期間】2020年9月30日まで ※12月末まで延長予定 【申請期限】支給対象期間の末日の翌日から2か月以内。但し、支給対象期間の初日が1/24～6/30の休業については特例により9/30まで。</p>	<p>新型コロナの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、職員に対して一時的に休業等を行い、雇用を維持した場合に休業手当・賃金等を助成</p>	<p>雇用調整助成金相談予約受付コールセンター 電話 0120-169-207</p>
<p>⑤持続化給付金</p>	<p>【給付額】法人：200万円 個人事業者：100万円 ※上限：昨年1年間の売上からの減少分 【申請期限】2021年1月15日</p>	<p>新型コロナの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者</p>	<p>持続化給付金事業コールセンター 電話 0120-279-292</p>
<p>⑥小学校休業等対応助成金</p>	<p>【支給額】休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※1日あたり上限15,000円(3/31以前に取得した休暇等については、日額上限8,330円) 【適用日】2/27～9/30の間に取得した休暇(春休み・夏休み等は除く) ※12月末まで延長予定</p>	<p>新型コロナによる小学校等の臨時休校で、子どもの保護者である職員に年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた事業主に助成</p>	<p>学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 電話 0120-60-3999</p>
<p>2. 資金繰り支援</p>			
<p>①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ※実質無利子・無担保対象(国民事業4000万円まで、中小事業2億円まで)</p>	<p>【融資限度額】国民事業(小規模企業、個人事業主)8,000万円 中小事業6億円</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響で最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している事業主 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高 b 2019年12月の売上高 c 2019年10月～12月の売上高平均額</p>	<p>日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル(電話：平日0120-154-505、土日祝(国民)0120-112476、(中小)0120-327790)</p>
<p>②セーフティネット保証4号 ※実質無利子・無保証料対象(4000万円まで)</p>	<p>保証率：借入債務の100% 保証枠：一般保証枠とは別枠で最大2.8億円</p>	<p>売上高が前年同月比20%以上減少</p>	<p>取扱金融機関</p>
<p>③セーフティネット保証5号 ※実質無利子・無保証料対象(4000万円まで)</p>	<p>保証率：借入債務の80% 保証枠：一般保証枠とは別枠で最大2.8億円</p>	<p>売上高が前年同月比5%以上減少</p>	<p>取扱金融機関</p>

④危機関連保証

※実質無利子・無保証料対象
(4000万円まで)

保証率：借入債務の100%
保証枠：一般保証枠とは別
枠で最大2.8億円

売上高が前年同月比15%
以上減少する中小企業・小
規模事業者(セーフティネ
ット保証4号・5号とは別
枠で保証)

取扱金融機関

【当初5年間無利子貸付限
度額】

診療所

(3割以上減収)5,000万円

(3割未満減収)4,000万円

病院

(3割以上減収)2億円

(3割未満減収)1億円

新型コロナウイルスの感
染等、当該施設の責に帰す
ることができない理由に
より事業の継続に支障が
ある方。

⑤福祉医療機構・医療貸付

(貸付限度額、無利子枠、無担
保枠の拡充)

【無担保貸付限度額】

診療所

(3割以上減収)5,000万円

(3割未満減収)4,000万円

病院

(3割以上減収)6億円

(3割未満減収)3億円

～など

【貸付限度額】

2,000万円

(但し、契約者が納付した
掛金の総額の7～9割の範
囲内)

【貸付利率】無利子

事業者が資金繰りに重大な
支障を生じることがないよ
う、返済猶予や既存融資の
条件変更等、積極的に支援
するよう繰り返し配慮を要
請

1か月間の減収額が3割以
上(前年同月比)となった
病院及び診療所に対して、
貸付限度額、無担保貸付
額・無利子貸付額について
拡充。

(独)福祉医療機構
大阪支店・医療審査課・
融資相談係
電話 06-6252-0219

⑥小規模企業共済制度

特例緊急経営安定貸付
※小規模企業共済加入者

新型コロナの影響で最近
1か月の売上高が前年又
は前々年の同期と比較し
て5%以上減少している
小規模企業共済の貸付資
格を有する契約者

(独)中小企業基盤整備
機構共済相談室
電話：050-5541-7171

★政府系金融機関、民間金融
機関に対する資金繰り支援要
請(金融庁)

取引金融機関
(問合せ先)
中小企業金融相談窓口：
0570-783183
金融庁相談ダイヤル：
0120-156811

3. 税・社会保険料等の支援策

①税・社会保険料等の納付猶
予、納付期限の延長

無担保+延滞税無しで1年
間猶予など

2020年2月から納期限ま
での一定の期間(1か月以
上)において、事業収入
が減少(前年同期比概ね
20%以上)など

最寄りの税務署、年金事
務所などの徴収機関

②固定資産税・都市計画税の
減免

事業用家屋及び設備等の償
却資産に対する固定資産
税、事業用家屋に対する都
市計画税の全額又は1/2減
免

2020年2月～10月までの
任意の連続する3ヶ月間
の収入の対前年同期比減
少率が
・50%以上で全額
・30%以上～50%未満で
1/2

中小企業庁固定資産税
等の軽減相談窓口：電
話：0570-077322

※詳細は、大阪府保険医協会 HP 又は経済産業省・厚生労働省・大阪府の HP 等をご参照下さい。

新型コロナウイルス感染症患者を診療または受け入れるために

病床確保に関する補助

重点医療機関等における病床確保

[詳細はこちら](#)

●重点医療機関等への空床補償料を補助

重点医療機関・協力医療機関の場合、
 (1) 稼働病床の病床確保料【上限額】
 ア ICU 301,000円/床
 イ HCU 211,000円/床
 ウ 上記以外の病床 52,000円/床
 (2) 休止病床の病床確保料【上限額】
 ア ICU 301,000円/床
 イ HCU 211,000円/床
 ウ 療養病床 16,000円/床
 エ 上記以外の病床 52,000円/床
 ※その他の医療機関の病床確保料は別単価

申請受付中
 (対象医療機関
 へ案内済)

※4・5月分の
 一部は支出済み

照会先

感染症対策課
 病院支援G
 空床補償等担当
 : 06-4397-3248

設備整備等に関する補助

重点医療機関等における設備整備支援

[詳細はこちら](#)

●重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を補助

【上限額 (主なもの)】
 ・超音波画像診断装置 11,000千円/台
 ・CT撮影装置等 66,000千円/台
 ・血液浄化装置 6,600千円/台 など

募集終了

入院医療機関における設備整備支援

[詳細はこちら](#)

●入院医療機関の設備整備を補助

【上限額 (主なもの)】
 ・人工呼吸器及び付帯備品 5,000千円/台
 ・簡易陰圧装置 4,320千円/床
 ・簡易病室及び付帯備品 実費相当額 など

2次募集終了

帰国者・接触者外来における設備整備支援

[詳細はこちら](#)

●帰国者・接触者外来等の設備整備を補助

【上限額 (主なもの)】
 ・HEPAフィルター付空気清浄機 905千円/施設
 ・HEPAフィルター付パーテーション 205千円/台
 ・個人防護具 3,600円/人
 ・簡易診療室及び付帯備品 実費相当額 など

2次申請受付中
 (対象医療機関
 へ案内済)

感染症対策課
 病院支援G
 施設設備担当
 : 06-4397-3253

国民の健康と安心につなげるための医療機関・医療従事者支援策

照会先

新型コロナウイルス感染症患者を診療または受け入れるために

設備整備等に関する補助

感染症検査機関等における設備整備支援

[詳細はこちら](#)

- **感染症検査機関等の設備整備**を補助
【上限額】
・次世代シーケンサー
・リアルタイムPCR装置
・等温遺伝子増幅装置
・全自動化学発光酵素免疫測定装置
⇒それぞれ知事が認めた実費相当額
※対象医療機関に新型コロナ患者の受入要件なし

2次募集終了

感染症対策課
感染症・検査G
: 06-4397-3204

外国人患者受入医療機関における設備整備支援

[詳細はこちら](#)

- 府内外国人患者受入れ拠点医療機関等が新型コロナウイルス感染症外国人患者を受入れるための設備整備を補助
【上限額】
1,083,000円/施設
1,512,000円/施設（感染症指定医療機関）

1次募集終了

※ 2次募集検討中

保健医療企画課
企画調整G
: 06-6944-6027

人的支援補助

医療従事者派遣体制の確保

[詳細はこちら](#)

- 重症患者受入医療機関に対し、必要な医療従事者を派遣する医療機関に対して支援

8月24日～
運用中

医療従事者の確保支援

[詳細はこちら](#)

- 受入医療機関と医療人材のマッチング支援（医療人材紹介サイトの無償提供）

7月27日～
運用中

感染症対策課
病院支援G
人的支援担当
: 06-4397-3263

その他の補助

特殊勤務手当の支給補助

[詳細はこちら](#)

- 感染症入院患者に直接接する治療等を行う医療従事者への特殊勤務手当を支給する医療機関に対する補助

毎月申請受付中

※当月分締切は
前月20日まで

診療報酬の特例的対応

[詳細はこちら](#)

- 重症・中等症患者の診療に係る評価を **3倍に引上げ**

5/26～
適用中

各都道府県の
地方厚生局事務所まで

国民の健康と安心につなげるための医療機関・医療従事者支援策

照会先

コロナ下での診療の
継続を確保するために

感染拡大防止等に関する補助

救急・周産期・小児医療機関の支援

[詳細はこちら](#)

- 設備整備等の補助
【上限額（主なもの）】
・簡易陰圧装置 4,320千円/床
・HEPAフィルター付空気清浄機 905千円/施設
・消毒経費 実費相当額 など
- 支援金の支給
感染拡大防止に要する費用
許可病床数等に応じて、**上限額20,000,000円～**

9月7日～
申請受付開始

救急等医療体制確保補助金CC
：0570-015-022

※上記がつかない場合
設備整備等については、
感染症対策課病院支援G施設設備担当
：06-4397-3253
(内線4714～4716)
支援金については、
医療対策課救急・災害医療G
：06-6944-9168
(内線4531、2533)

医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

[詳細はこちら](#)

- 感染拡大防止対策等のための支援
病院：200万円+病床数に応じた額
有床診：200万円 無床診：100万円
薬局・訪問看護ST・助産所：70万円
- ※対象医療機関等に新型コロナ患者の受入要件なし

申請受付中
8月末～
交付開始

※申請は1回限り

感染拡大等支援事業CC
：0570-001-332

※上記がつかない場合
感染症対策課病院支援G
総合調整担当支援金T
：06-4397-3243

人的支援補助

地域医療提供体制の確保

[詳細はこちら](#)

- 新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関等への医師等派遣に対する補助
- 新型コロナウイルス感染の影響により厳しい診療状況となっている医療機関への医師等派遣に対する補助
- ※対象医療機関には一定の要件あり

8月4日～
運用中

感染症対策課病院支援G
人的支援担当
：06-4397-3263

診療の継続・再開に関する補助

休業となった医療機関等に対する継続・再開支援

[詳細はこちら](#)

- 空気清浄機の購入費及び院内消毒経費を補助
- ※対象医療機関等に新型コロナ患者の受入要件なし

申請受付中

感染症対策課病院支援G
空床補償等担当
：06-4397-3258

院内感染対策に関する補助

院内感染対策支援

準備中

- 主に医療機関等で感染症患者が**発生した場合**の専門家等派遣経費の補助
- 主に**院内感染防止対策**のための研修等にかかる、専門家派遣経費の補助

必要に応じて
随時相談受付中

院内感染発生時については、
感染症対策課個別事象対応G
：06-6944-9156
院内感染防止対策については、
保健医療企画課医事G
：06-6944-9170

国民の健康と安心につなげるための医療機関・医療従事者支援策

照会先

医療従事者の皆様が安心して働けるように	物的支援	必要物資の確保・配布 詳細はこちら	<ul style="list-style-type: none"> ● マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋等の優先配布 ※都道府県が選定した医療機関 + G-MISにより要請のあった医療機関	必要性や緊急性に応じて配布	感染症対策課 個別事象対応G物資担当 : 06-4397-3238
	宿泊施設の借上げ補助	医療機関における宿泊施設借上費用の補助 詳細はこちら	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関が医療従事者のために借り上げたホテルや住居等の借上げ費用等の補助 ※対象医療機関には一定の要件あり	毎月申請受付中 ※9月分以降の締切は前月20日まで ※4~8月分の締切は8月31日まで	感染症対策課病院支援G 総合調整担当 : 06-4397-3243
	医療従事者等への慰労金	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給 詳細はこちら	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ患者入院受入病院等 : 従事者 1人 当たり 20万円 (協力病院等で実際の受入れがなかった場合は 10万円) ● その他の医療機関、訪問看護ST、助産所 : 従事者 1人 当たり 5万円 	申請受付中 8月末~ 交付開始 ※原則として申請受付期間は9月末までを予定	慰労金交付事業CC : 050-3161-6019 または06-7166-9988 ※上記がつかない場合 感染症対策課病院支援G 総合調整担当慰労金T : 06-4397-3243
	助け合い基金による医療従事者支援	新型コロナウイルス助け合い基金 詳細はこちら	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症に関する医療及び療養に従事される医療従事者等を支援するための基金 ※対象医療機関には一定の要件あり	2次募集終了 ※3次募集検討中	新型コロナ助け合い基金チーム : 06-4397-3289 (内線4678、4666)

◆新型コロナ緊急包括支援事業に関するお問い合わせ◆

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 : 0120-786-577 (受付時間は平日9:30~18:00 土日祝を除く)

1. 助成金・給付金関係

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

1. 内容

①新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大 20 万円を給付。

②その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に、慰労金として 5 万円を給付。

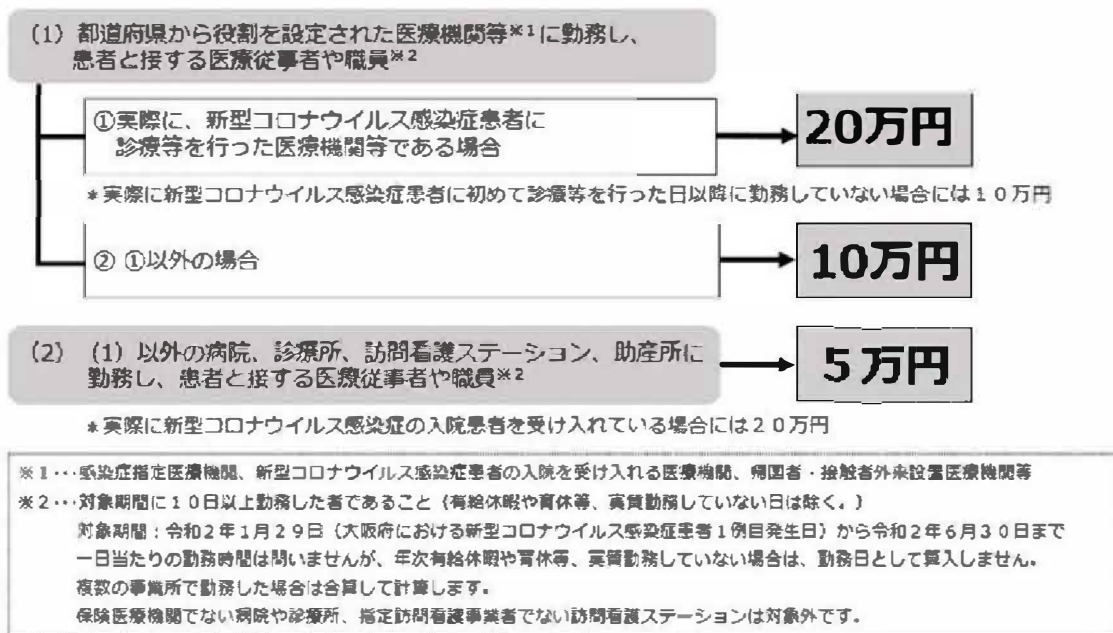
※医療従事者や職員には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含む。

※保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外。

2. 給付対象

2020 年 1 月 29 日から 6 月 30 日の間に 10 日以上勤務した、患者（新型コロナウイルス感染症患者に限られない）と接する医療従事者や職員。

3. 給付金額



※大阪府ホームページより

4. 申請書の入手方法

大阪府ホームページから申請書等（エクセルファイル）をダウンロード。

5. 申請書、給付対象者一覧等の提出方法

- (1) 原則としてオンライン請求システムを利用。
- (2) オンライン請求システムを利用できない場合は、大阪府国保連合会ホームページにある「Web申請」システムを利用。
- (3) インターネット環境がない場合、「提出用ファイルの出力」にて出力された提出用のファイルを、CD-Rに格納し、大阪府国保連合会に郵送（CD-R, 封筒への記載事項に注意）。
- (4) 紙媒体で申請する場合は、大阪府のホームページにアップロードされているファイルをダウンロードし、必要事項を記入して郵送。

やむを得ず紙媒体の申請書の郵送受け取りを希望する場合は、210円分の切手を貼付した返信用封筒（サイズ：角2型、住所・宛先を記載）を同封のうえ、以下の送付先まで郵送で請求。

送付先：〒541-0056 大阪府中央区久太郎町三丁目4番28号

大阪府慰労金交付事務局 宛て

（封筒の表面に「慰労金（医療分）申請書送付希望」と朱書きしてください。）

- (5) CD、紙申請における提出先

大阪府国民健康保険団体連合会

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内

（封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書 在中」と朱書きする。）

6. 申請受付期間（大阪府の場合）

2020年7月27日～9月30日まで → 当面10月31日まで延長

※申請受付期間内に申請が困難な方は、当面の措置として、2020年10月31日（土）まで受け付けることとなりました（9/17現在）。

ただし、業務の受託先である大阪府国保連合会の診療報酬提出時期と重ならないようにするため、医療機関等による申請の受付期間は、毎月15日から月末までの間となります。したがって、10月1日から10月14日までは、システム上、受付ができない期間となりますので、ご注意ください。

※1回の申請で全ての医療従事者等を取りまとめることが難しい場合、受付期間中に複数回に分けて申請することも可能（重複申請に注意）。

7. その他

慰労金は非課税所得なので職員に振り込む時に源泉徴収はしない。

8. 問合せ先

①申請方法に関する問合せ

大阪府 慰労金交付事業 コールセンター

・電話番号 050-3161-6019

・受付時間 全日9時から18時まで

②制度内容に関する問合せ（新型コロナウイルス緊急包括支援交付金制度に関する問合せ）

厚生労働省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

- ・電話番号 0120-786-577
- ・受付時間 平日9時30分から18時まで

③申請書の修正や審査に関するお問い合わせ

大阪府 慰労金交付事業 コールセンター（審査担当）

- ・電話番号 06-6210-2383
- ・受付時間 平日9時から18時まで

④Web 申請受付システム等に関するお問い合わせ

国保中央会 Web 申請受付システム ヘルプデスク

- ・電話番号 0120-112-166
- ・受付時間 令和2年9月15日から9月30日まで 平日8時から17時

国保中央会オンライン請求システムヘルプデスク

- ・電話番号 0120-041-422
- ・受付時間 令和2年9月15日から9月30日まで 平日8時から17時

9. 実績報告書の提出

(1) 提出時期

医療従事者等への慰労金の給付が完了した日から1カ月以内

ただし、複数回に分けて申請を行った場合は、最後の慰労金の給付が完了した日から1カ月以内にまとめて報告。

(2) 提出方法

下記の提出先に郵送により提出。

〒541-0056

大阪府中央区久太郎町三丁目4番28号 センバフロントビル7階

大阪府慰労金交付事務局 医療 実績報告担当 宛て

（提出用封筒には「医療 実績報告書 在中」と朱書きする）。

(3) 報告書の様式の入手方法

大阪府のホームページ「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）を代理申請・受領される医療機関及び個人申請の方へ」からダウンロードする。

新型コロナ対応従事者慰労金

Q & A

Q. 「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。

A. 慰労金の趣旨に照らし、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員を慰労金の対象としています。

例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの応対を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。

Q. 「患者と接する医療従事者や職員」にある「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限定されるのでしょうか。

A. 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限られません。他の疾病による患者も含まれます。

Q. 対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師等医療専門職以外も含まれるのでしょうか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか。委託業者の職員についても対象となりますか。

A. 資格や職種による限定はありません。また、雇用形態等による限定はありません。委託業者の職員であっても医療機関等における勤務内容によって対象となります。

Q. 「10日以上勤務」の1日の数え方はどのようになるのでしょうか。また、複数の医療機関等で勤務する場合は通算してよいのでしょうか。

A. 1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。また、複数の医療機関等で勤務されている場合は、勤務日数を通算して構いません。

(以上、厚労省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第4版）」より抜粋)

Q. 新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関等に勤務する医療従事者等は、慰労金の交付対象になりますか。

A. 新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者と接する医療従事者等も慰労金交付の対象となりえます。

Q. 振込手数料は事後に一括支払いしているので、金額がわかりません。

A. 申請時は概算請求してください。実績報告時に精算を行います。

Q. 医療従事者への慰労金を給料と一緒に振り込む場合、振込手数料を請求できますか。

A. 給料と一緒に振り込む場合は、振込手数料を請求できません。

(以上、大阪府ホームページ「よくあるお問い合わせ」より抜粋)

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」 のご案内

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じての申請と給付にご協力をお願いします。

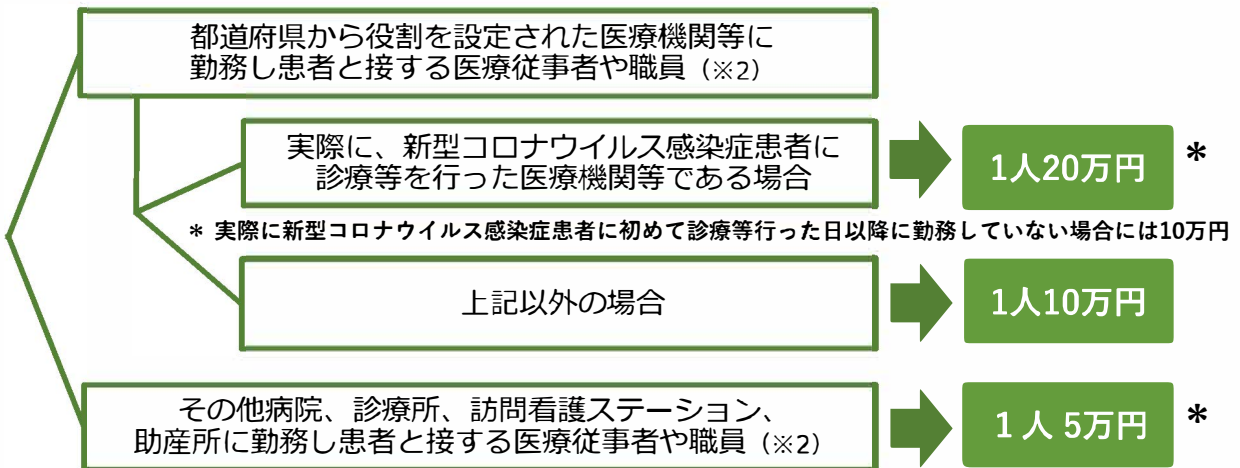
慰労金の内容

- ・ **新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員** (※1) に対し、慰労金として**最大20万円を給付**します。
- ・ **その他病院、診療所等**に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として**5万円を給付**します。

※1 医療従事者や職員には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。

給付対象・給付金額

(給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変えることはできません)



* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

※2 対象期間 (当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日 (新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。) のいずれか早い日 (岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16) から6/30までの間) に10日以上勤務した者が対象となります。

※2 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

※2 保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

事業の詳細はこちら

➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

緊急包括支援交付金

検索



〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 0120-786-577※ (受付時間は平日9:30~18:00) ※8月3日 (月) より変更となります。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取り組みを行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助。

2 対象

- ・病院、医科診療所及び歯科診療所
- ・薬局
- ・訪問看護ステーション
- ・助産所

※ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外。

※「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金支給事業と重複して受けることはできない。

3. 補助の上限額

以下の額を上限として、実費を支給（千円未満切捨て）。

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数（※）
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

※病床数は原則として2020年4月1日時点の許可病床数

※4月1日以降に増設・新規開院の場合は「申請を行う日」の許可病床数

4. 対象期間

2020年4月1日から2021年3月31日までに支出される費用。

※支出済みの費用だけでなく、申請日以降（2021年3月31日まで）に支出が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することが可能（概算で交付した補助金額が交付すべき確定額を上回る時は、その上回る額を返還する）。

※（注）この支援金の申請は、1つの医療機関から1回のみ。

5. 対象となる費用

「感染拡大防止対策に要する費用」に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための「診療体制確保等に要する費用」について、幅広く補助の対象経費となる。

※例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等。

※但し、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外。

(1) 対象となる感染防止対策の例

- ①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ②予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤感染防止のための个人防护具等の確保
- ⑥医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

（厚労省パンフレット『医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業』のご案内より）

(2) 対象となる支出の例

①厚労省「医療機関等の申請マニュアル～医療機関等用（2020.7.31）」より

- 賃金・報酬：感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 等
- 謝 金：感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 等
- 会 議 費：感染拡大防止の勉強会のための会場費 等
- 旅 費：感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費 等
- 需 用 費：消耗品（マスクや消毒用アルコール等）費 等
- 役 務 費：職員の感染に係る保険料 等
- 委 託 料：施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用 等
- 使用料及び賃借料：寝具リース料 等
- 備品購入費：HEPA フィルター付き空気清浄機の購入費 等

②大阪府ホームページ「例示」より

《例示》

取組の例	経費の例
共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。	○清掃委託費
共有して使用する物品（移動のための自動車や自転車、訪問靴等）や職員が共通して触れる部分について定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う。	○消毒用エタノール等の消毒薬、除菌剤、抗菌スプレー等の購入
歯科用ユニット及びその周囲を患者の診療が終わるごとに消毒薬で清拭またはラッピングする。歯科診療で使用した器具等の滅菌用機器を導入する。	○滅菌器
待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める。	○整理券の印刷製本費
発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う。	○ビニールカーテン、アクリル板、パーテーション、ロールカーテン、ブラインド等の感染防止対策に必要な動線の確保やレイアウト変更等に必要な設備
在宅療養における感染予防対策、患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成・配布を行い、患者や同居する家族等に説明し理解や協力を求める。	○パンフレットの印刷製本費
電話等情報通信機器を用いた診療体制確保する。	
医療機関、ケアマネージャー等と電話等情報通信機器を用い頻回に患者の症状把握を行う等、より密接な連携体制を確保する。	○オンライン診療用機器一式（初期導入費、ランニングコスト）
電話等情報通信機器を用いた病状確認・療養上の指導等が実施可能な体制を確保する。	○抗菌キーボード、抗菌マウス
電話等情報通信機器を用いた相談対応や分岐立会い等ができる体制を確保する。	
感染防止のための個人防護具等を確保する。	○マスク、グローブ、エプロン、ゴーグル、フェイスシールド、感染防護衣等の衛生用品の購入
医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う。	●研修講師の謝金、会議費

取組の例	経費の例
その他感染拡大防止対策や診療体制確保等に必要物品等の購入	●洗濯委託費、検査委託費 ○寝具リース料 ○感染性廃棄物処理費用 ○空気清浄機、換気扇等（工事費用、設置費用含む） ○検温等（非接触型を含む）機器

※上記ではあくまで例示です。補助対象となるかどうか判断が難しい経費については、事前に大阪府又は厚労省にお問い合わせください。

6. 申請手続き

◆申請受付期間

2020年7月27日から2021年2月28日まで（予定）。

8月以降は毎月15日から月末までの間（毎月1日から14日までは、システム上、受付ができない）。

◆申請書の入手方法

申請時に必要な書類は大阪府ホームページからダウンロード。

*手続きの流れ

1. 医療機関等が申請書を作成し、提出先（大阪府国保連合会）に提出。
2. 大阪府国保連合会が大阪府に申請書を提出。
3. 大阪府が申請内容を確認後、大阪府国保連合会に支援金を交付。
4. 大阪府国保連合会が、医療機関等に支援金を交付。
（医療機関・薬局等への振り込みは、最速で申請月の翌月末の見込み）
5. 医療機関等は、補助事業の完了後に大阪府に実績報告。

*申請方法

- (1) 原則としてオンライン請求システムを利用。
- (2) オンライン請求システムを利用できない場合は、大阪府国保連合会の「Web申請」システムを利用。
- (3) インターネット環境に対応していない医療機関等は「電子媒体(CD-R等)」により国保連に郵送。
- (4) 紙申請様式が必要な場合は、84円分の切手を同封し、郵送で請求。
郵送先＝〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目1-22 本館5階
感染症対策課病院支援グループ支援金担当あて

7. 問合せ先

※申請方法に関する問合せ

大阪府 感染拡大防止等支援事業コールセンター

- ・電話 0570-001-332
- ・受付時間 平日9時から18時まで

※支援交付金制度に関する問合せ

厚生労働省医政局 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関するお問い合わせ窓口

- ・電話番号 0120-786-577
- ・受付時間 平日9時30分から18時まで

感染防止等支援事業

Q & A

Q. 対象期間中であれば、複数回の申請が可能でしょうか。

A. 申請は各施設で1回のみです。

Q. 新型コロナ患者の受入れ対応等をしていなくても対象となるのでしょうか。

A. 対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっておりません。

(以上、厚労省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第4版）」より抜粋)

Q. どのような経費が対象となるのか。

A. 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象となります。別添のとおり例示されていますが、補助対象となるかどうか判断が難しい経費については、大阪府感染防止対策等支援事業補助金コールセンターにお問い合わせください。

Q. 紙の申請書が入手したい。

A. 支給手続きの迅速化のため、できる限り電子データによる申請に協力をお願いします。紙申請様式をご入用の場合は、84円分の切手を大阪府保健医療企画課医事グループ宛郵送していただければ、送付します。

(以上、大阪府ホームページ「よくあるお問い合わせ」より抜粋)

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 のご案内

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。**

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

補助の対象機関

・新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

補助の対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入等

事業の詳細はこちら

緊急包括支援交付金

検索

➔https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html

〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局
新型コロナウイルス緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 0120-786-577※（受付時間は平日9:30～18:00） ※8月3日（月）より変更となります。



補助を受けるための流れ

※ 以下は標準的な流れになります。都道府県により事務の詳細は異なる可能性があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

① 補助の対象機関であるか確認します。

○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組（前ページの取組の例を参照）を行う**病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所**が、補助の対象機関となります。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

② 感染拡大を防ぐための取組を行い、補助の対象経費を計算します。

○ **感染拡大防止対策に要する費用**に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための**診療体制確保等に要する費用**について、幅広く補助の対象経費（前ページの経費の例を参照）となります。

※ ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

③ 申請書等を作成します。

○ 次ページを参照して、**所定の様式により、申請書及び事業計画書を作成**します。

○ **申請は1回のみ**となります。

④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出します。

○ ③で作成した申請書及び事業計画書について、各都道府県の**国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出**します。

⑤ 都道府県が申請内容を確認後、補助金が交付されます。

○ 都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の**国保連から補助金が振り込まれます**。

⑥ 概算額で申請した場合、事後に実績報告を行います。

○ 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、又は実績報告の期限（令和3年4月中旬ごろ）が到来した際、**都道府県に対して、所定の様式により実績報告**を行います。

○ 実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算**を行います。

※ 実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となります。

※ 一部の都道府県では、実績報告の期限が別に定められる場合があります。

申請書及び事業計画書の入手・提出方法

申請書及び事業計画書の入手方法

- ・申請時に必要な書類は、申請書及び事業計画書となります。
- ・以下の厚生労働省ホームページ、各都道府県ホームページ等において、ダウンロードできます。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html

「申請書」

令和2年8月1日

東京都知事 殿

東京都中央区日本橋〇-〇-〇
医療法人社団〇〇〇 △△△病院
病院長 〇〇〇〇

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援）の交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金17,000,000円

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援）に関する事業実施計画書

「事業計画書」

様式2-1 (「様式2」は、縦申請用であり、どちらかを提出) 東京都 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

申請日 令和2年8月1日

申請者情報
申請者名 〇〇〇〇〇〇 △△△病院
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇〇〇
所在地 東京都中央区日本橋〇-〇-〇

施設情報
施設種別 〇〇〇〇〇〇
施設名称 〇〇〇〇〇〇 △△△病院
施設所在地 東京都中央区日本橋〇-〇-〇

事業計画
事業内容 〇〇〇〇〇〇
事業期間 〇〇〇〇〇〇

科目	支出予算額 (円)	収入予算額 (円)
賃料・家賃	7,000,000	
医薬品	400,000	
消耗品	500,000	
医薬費	134,000	
雑費	4,500,000	
電気料	1,500,000	
燃料費	1,500,000	
賃借料及び賃借料	2,000,000	
修繕費	4,000,000	
収入		17,000,000
補助金交付申請額 (円)		17,000,000

申請書及び事業計画書の提出方法

- ・申請書及び事業計画書について、原則として、各都道府県の国保連の「オンライン請求システム」(毎月の診療報酬請求に使用しているシステム)により提出します。
- ・オンライン請求システム未導入の医療機関等は、原則として専用の「WEB申請受付システム」からの申請とし、ネット環境に対応していない場合は、電子媒体(CD等)により国保連に郵送します(電子媒体による提出が困難な場合は紙媒体を郵送)。

※一部の都道府県では、補助金の申請・交付窓口が国保連以外となる場合があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

提出にあたっての留意事項 (提出先が国保連の場合)

- ・申請方法に関わらず、診療報酬提出時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、毎月15日から月末までの間となります。
- ・電子媒体や紙で提出する場合は、原則「郵送」とし、通常の診療報酬請求には同封せず単独で送付してください。その際、封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書 在中」と朱書きするなどしてください。
- ・電子媒体(CD等)による申請の場合は、診療報酬請求と混同しないよう、申請書を同じ媒体に格納しないでください。また、郵送する際には、媒体表面に分かりやすく申請の概要(※)を油性マジック等で明記してください。

※申請の概要として、以下の項目を明記してください。

- ・タイトルに「医療・感染拡大防止等支援事業」と記載。
- ・「医療機関等コード」と「医療機関等名」を記載。

家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

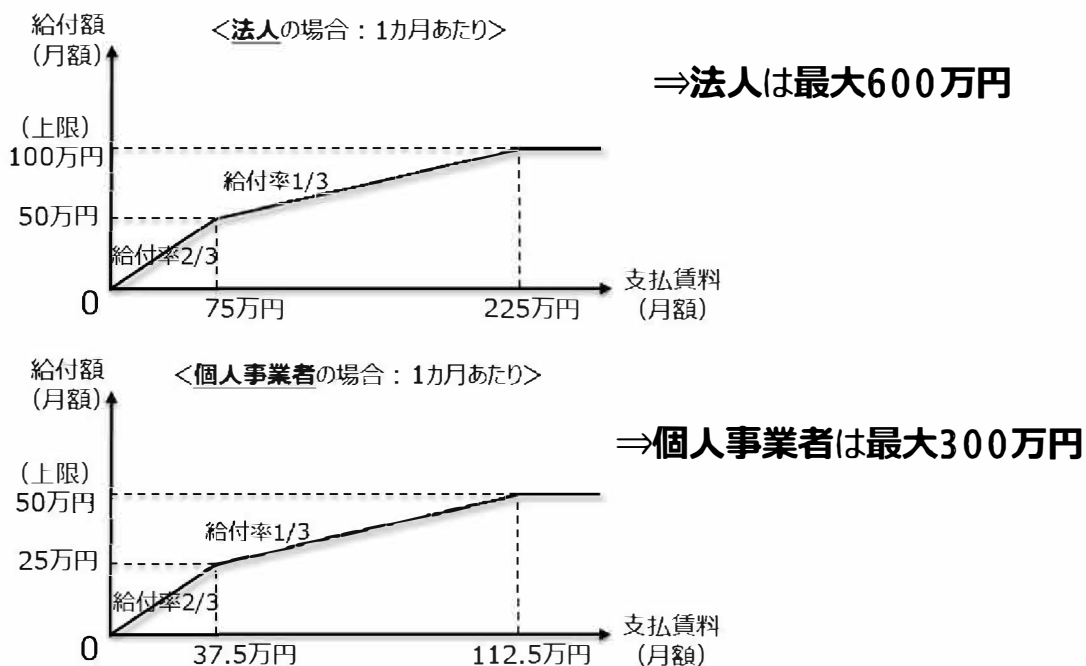
【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であつて、5～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ① いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。



7月14日、申請受付を開始しました。

【申請サイト】

<https://yachin-shien.go.jp/index.htm>

また、よくあるご質問を

<https://yachin-shien.go.jp/faq/index.htm>

にまとめておりますので、ご参照ください。



※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。

家賃支援給付金

に関するお知らせ (2020年8月11日版)

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

- ① 資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② **5月～12月**の売上高について、
 - ・**1カ月**で前年同月比 **▲50%以上** または、
 - ・**連続する3カ月**の合計で前年同期比 **▲30%以上**
- ③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 → **申請時の直近1カ月**における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

お問合せ先
【裏面も含む】

家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930
【～8/31】平日・土日祝 8:30～19:00 【9/1～】平日・日（土・祝除く） 8:30～19:00
※お電話のおかけ間違いには十分にご注意ください。

家賃支援給付金の申請は**ポータルサイト**から電子申請となります。

※電子申請が困難な方には各都道府県の**申請サポート会場（完全予約制）**にてサポートを行います。

> 詳細はポータルサイトをご確認ください <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A1.以下の書類をご用意いただき、ポータルサイトにて電子申請をいただきます。

- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書※1等）
 - ② 申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類※2
（銀行通帳の表紙及び支払い実績がわかる部分の写し、振込明細書等）
 - ③ 本人確認書類（運転免許証等）
 - ④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）
- } 持続化給付金と同様

※1 申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要ですが、例外によって申請ができる場合もございます。詳細は家賃支援給付金申請要領（以下、申請要領）の原則基本編の3-5-3の記載内容をご確認ください。

※2 賃貸人（かしぬし）から支払いの免除または猶予を受けている場合や滞納をしている場合も例外によって申請ができる場合もございます。申請要領別冊2-9の記載内容をご確認ください。

Q2.自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A2.対象ではありません。

Q3.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A3.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q4.借地の賃料は対象ですか？

A4.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
（例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料）

Q5.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A5.給付額算定の費用に含まれますが、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、算定の対象になりません。

Q6.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A6.対象ですが、申請要領基本原則編2-4-4の通り、算定に際し考慮される場合があります。

Q7.賃貸借契約書上の賃貸人（かしぬし）の名義と現在の賃貸人の名義が異なる場合は給付の対象ですか？

A7.申請要領別冊2-1.例外①に記載の通り、様式5-1「賃貸借契約等証明書」等をご提出いただければ、給付対象となる場合があります。

Q8.賃貸借契約書上の賃借人（かりぬし）等の名義人と、実際に賃料を払っている申請者とが異なる場合は、給付の対象ですか？

A8.申請要領別冊2-2例外②に記載の通り、様式5-2「賃貸借契約等証明書」等の所定の様式に現在の賃貸人の署名を含めご提出いただければ、給付対象となる場合があります。

雇用調整助成金の特例措置

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】※下線が4月1日から12月31日までの休業等に適用

（※その他は休業等の初日が1月24日から12月31日までの場合に適用）

○助成内容・対象の大幅な拡充

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業10/10、大企業3/4）
※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり15,000円に引き上げ
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- ④ 新規卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

○受給要件の更なる緩和

- ⑦ 生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が4月1日から12月31日までの間は、5%減少）
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪ 休業規模の要件を緩和
- ⑫ 支給対象期間の初日が1月24日から6月30日までの休業に係る休業申請について、申請期限を9月30日まで特例的に緩和
- ⑬ 出向要件を緩和（「3か月以上1年以内」を「1か月以上1年以内」に）

○活用しやすさ

- ⑭ 短時間一斉休業の要件を緩和
- ⑮ 残業相殺制度を当面停止
- ⑯ 生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を拡大（前年同月または昨年12月との比較⇒前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な1か月との比較）
- ⑰ 申請書類の大幅な簡素化
- ⑱ 休業等計画届の提出が不要（5月19日より）
- ⑲ オンライン申請の開始（8月25日～）

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ



雇用調整助成金の特例措置

更なる拡大について（6月12日～）

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【助成額の上限額の引き上げ及び助成率の拡充について】

1. 助成額の上限を対象労働人1日当たり15,000円に引き上げ

これまで、雇用調整助成金の助成額の上限額は、対象労働者1人1日あたり8,330円（8月1日以降8,370円）となっていましたが、4月1日以降の期間の休業及び教育訓練について、**企業規模を問わず上限額を15,000円に引き上げていますが、その期間を12月31日まで延長することとしています。**

2. 解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ

解雇等をせずに雇用を維持している中小企業の休業及び教育訓練に対する助成率は、原則9/10（一定の要件を満たす場合は10/10など）となっていましたが、今般、この**助成率を一律10/10に引き上げています。**

3. 遡及適用について

- ✓ 1・2については、既に申請済みの事業主の方についても、以下のとおり、**4月1日に遡って適用**となります。
なお、労働局・ハローワークで追加支給分（差額）を計算しますので、**再度の申請手続きは必要ありません。**

- ① 既に雇用調整助成金の支給決定がなされた事業主
⇒ 後日、追加支給分（差額）を支給いたします。
- ② 既に支給申請をしているが、雇用調整助成金の支給決定がなされていない事業主
⇒ 追加支給分（差額）を含めて支給いたします。

- ✓ ①又は②の事業主の方が、過去の休業手当を見直し（増額し）、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、当該増額分についての追加支給のための手続きが必要となります。

【緊急対応期間の延長について】

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止のため、雇用調整助成金については、4月1日から9月30日までを緊急対応期間とし、各種の特例措置を講じてきました。

今般、**緊急対応期間の終期を3か月延長**することとし、**（12月31日まで延長）**、上記助成率の拡充に加え、これまでの特例措置も延長して適用することとしました。

【出向の特例措置等について】

雇用調整助成金の支給対象となる出向については、出向期間が「3か月以上1年以内」とされていますが、**緊急対応期間内においては、これを「1か月以上1年以内」に緩和**しました。

※雇用調整助成金に関する相談窓口

3 職業安定部雇用保険課 助成金センター内

住 所

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8
(中央大通FNビル9階)

電話番号 06-7669-8900

雇用調整助成金のご相談は、大阪労働局内の他部署の電話番号で対応できかねますので、
こちらの番号へお掛けください。

相談時間 8:30~17:15 (月~金)

相談内容 新型コロナ感染症の影響による雇用調整助成金に関する相談 [【厚生労働省HPへリンク】](#)

※雇用調整助成金に関する相談は完全予約制です

現在ご相談のため来局されている方が殺到している状況の中、待合席での新型コロナウイルス感染
防止のため、

完全予約制にて相談を承っております。

ご予約は、電話にて雇用調整助成金相談予約受付コールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金相談予約受付コールセンター

電話番号 0120-169-207 (フリーダイヤル)

受付時間 8:30~17:15 (月~金)

※雇用調整助成金に関する相談予約の受付のみの対応となります。

※ご予約は、ハローワークでは受け付けておりません。雇用調整助成金相談予約受付
コールセンターへのお電話でご予約をお願いいたします。

※一般的なお問い合わせは「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」でも承
ります。

(雇調整助成金のFAQはこちら [【厚生労働省HPへリンク】](#))

電話番号 : 0120-60-3999

受付時間 : 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
 - (Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
 - (Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。

※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始しました。

【申請サイト】「持続化給付金」の事務局HP

・8月31日までに申請された方

→ <https://www.jizokuka-kyufu.jp>

・9月1日以降に申請される方

→ <https://jizokuka-kyufu.go.jp/>



【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。
経済産業省HP (持続化給付金)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



【お問合せ先】 持続化給付金事業 コールセンター

8月31日までに申請された方

直通番号：0120-115-570

IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分（土曜祝日を除く日～金曜日）

9月1日以降に申請される方

直通番号：0120-279-292

IP電話専用回線：03-6832-6631

持続化給付金

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【申請サポート会場】

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピー（できれば現物）をご持参の上、お越し下さい。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制とします。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意下さい。

開催場所一覧は、経済産業省HPで公開中です。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>

※順次情報を更新します。



▶ 事前予約の方法

予約方法は、①Web予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター対応）がございます。

①Web予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



②電話予約（自動）

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。

自動ガイダンスで、予約方法を案内します。

0120-835-130、24時間受付可能

③電話予約（オペレーター対応）

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けます。

0570-077-866、受付時間：平日、土日祝日ともに、9:00～18:00

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、

「持続化給付金」の事務局HPまたは、経済産業省HPをご確認ください。

【持続化給付金の事務局HP】

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

【経済産業省HP】

<http://www.meti.go.jp/>



[ort.html](http://www.meti.go.jp/ort.html)



新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

9月1日以降に新規申請される方へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比**50%以上**減少している事業者の方は、**事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。**

(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。**令和3年1月15日(金)まで**申請が可能です。)

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認ください。

持続化給付金とは？

中堅・中小企業、
小規模事業者

上限 **200万円**

フリーランスを含む
個人事業者

上限 **100万円**

給付額 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

申請方法

迅速かつ安全に給付を行うため、**電子(オンライン)申請**で受け付けます。**パソコン**でも、**スマホ**でも、簡単にできます。

申請は**持続化給付金ホームページ**から。「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンでの
申請は

持続化給付金 検索

スマホでの
申請は



持続化給付金相談窓口

※相談窓口では、不正受給の
内部通報にも対応しています。

0120-279-292

IP電話専用回線 **03-6832-6631**

8:30-19:00 (土曜日・祝日を除く日曜～金曜日)

9/1(火)～2/28(日) 予定
※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定

※お電話は大変込み合うことが
予想されますので、ホームページ
もご利用ください。

! 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!

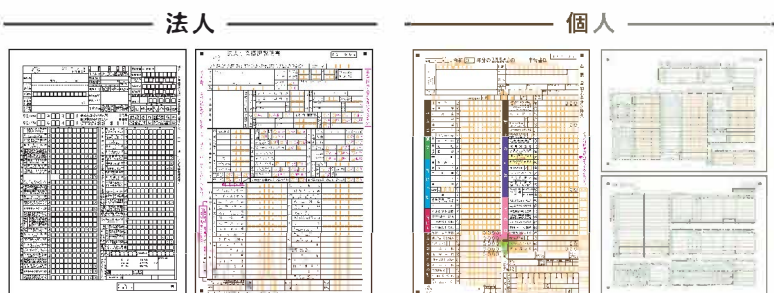
持 続 化 給 付 金 の申請手続き方法

「申請」の前に準備!

申請に必要な書類

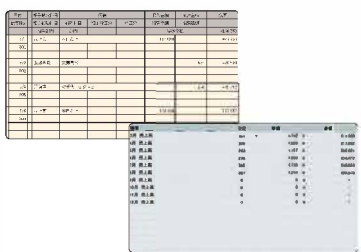
※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

1 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え



※收受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

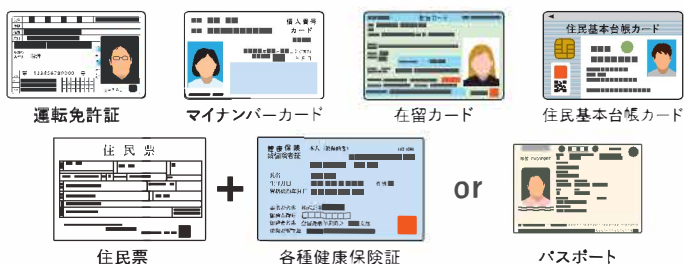
2 売上減少となった月の売上台帳の写し



3 通帳写し



4 (個人事業者のみなさま) 身分証明書写し



※このほかの書類が必要となる場合もあります。

詳しくはホームページでご確認ください。

次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は

必要書類をスキャンしてパソコンに取り込んでください。



スマホの場合は

必要書類を撮影して写真をスマホに保存してください。



「申請」の操作はカンタン!

① 「持続化給付金」ホームページにアクセス。

持続化給付金 **検索**
スマートフォンでもご利用可能です。

② メールアドレスを入力し、仮登録してください。

申請ボタンをクリック

メールアドレスを入力

仮登録が完了

③ 確認メールから、本登録へ。

メールに記載のURLをクリック

ログインID・パスワードを登録

本登録が完了

④ マイページに各種情報を入力してください。

法人または個人の 基本情報

売上額 ※入力すると申請金額を自動計算

口座情報 通帳の写しをアップロード

⑤ 必要書類を添付してください。

確定申告書類の控え

売上減少となった月の売上台帳等の写し

個人の場合は 本人確認書類の写し

これで申請手続きが完了です。

持続化給付金事務局にて、申請内容を確認

通常2週間程度で、給付通知書を発送
ご登録の口座に入金されます。

申請するときの注意

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合は返納を求められることがあります。虚偽内容が特に重大または悪質な場合には事業者名等を公表します。さらに特に悪質なものについては刑事告発等を行う可能性がありますのでご注意ください。

持続化給付金に関するお知らせ

支援対象を拡大します

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える持続化給付金を支給しております。

この度、これまで対象となっていなかった、以下の事業者を新たに対象とします。

1

主たる収入を
雑所得・給与所得
で確定申告した個人事業者

2

2020年1月～3月
の間に創業した事業者

どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。
従来の申請と比べて、**ご提出いただく書類が変わります。**

給付額

1
最大100万円

(注) 対象月：売上等が▲50%以上の月

$$\text{(式) 前年の収入※} - \text{(対象月の収入※} \times 12 \text{ヶ月)}$$

※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります

2
中小法人等最大200万円、個人事業者等最大100万円

$$\text{(式) 今年1月～3月の総売上} \div \text{今年3月までの創業後月数} \times 6 - \text{対象月の売上} \times 6$$

申請方法、申請開始日

新たに対象となった方の申請は**6月29日**より受付開始

申請は、**WEB・スマホ**から電子申請
(全国に設置した申請サポート会場でも申請が可能)

※従来よりも、審査に時間を要することが想定されます。

※審査の結果、給付要件を満たさない場合には給付できません。

裏面に、要件や必要書類をまとめてあります。ぜひ、ご一読を。

裏面へ

1

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 (業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります)

対象者の要件・必要書類は以下の通りです。

要件 以下の要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されるものを主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思がある (※確定申告で事業収入あり⇒現行制度で申請)
- (2) 今年の対象月の収入が昨年の月平均収入と比べて50%以上減少している
- (3) 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではない

必要資料 申請時には、以下の書類を提出してください。 ※黄色マーカー分が追加

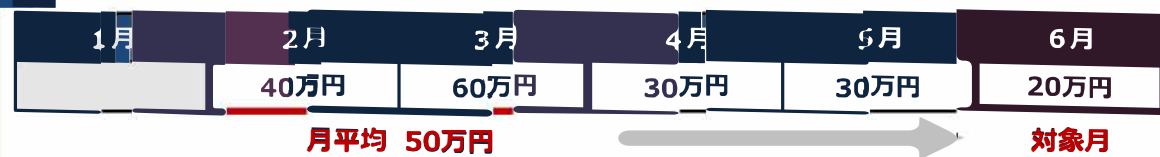
- (1) 前年分の確定申告書
- (2) 今年の対象月の収入が分かる書類 (売上台帳等)
- (3) (1)の収入が、業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類
 - ① 業務委託等の契約書の写し 又は 契約があったことを示す申立書
 - ② 支払者が発行した支払調書 又は 源泉徴収票
 - ③ 支払があったことを示す通帳の写し
 ※①～③の中からいずれか2つを提出 (②の源泉徴収票の場合は①との組合せが必須)
- (4) 国民健康保険証の写し
- (5) 振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し

2

2020年1月～3月の間に創業した事業者

創業月～3月の月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している事業者が対象

例 今年2月に創業し、6月を対象月として申請する場合 ※対象月は4月以降から選択



創業月から対象月までの各月の収入額は、税理士が確認した毎月の収入を証明する書類で確認いたします。

詳細情報はコチラ

本資料でご紹介した内容の詳細は、HPにてご案内しております。

- 1 申請要領 (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)
- 2 申請要領 (中小法人等向け、個人事業者等向け) をご確認ください。



申請サポート会場

全国に設置したサポート会場で、電子申請をサポートします。
設置箇所・予約方法については、持続化給付金事務局HPをご確認ください。



持続化給付金事業 コールセンター

0120-115-570、[IP電話専用回線] 03-6831-0613
※受付時間 8:30～19:00 6月(毎日)・7月～12月(土曜日を除く日から金曜日)

小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援

(労働者に休暇を取得させた事業者向け)

一部拡充予定 (適用については後日詳細発表)

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様

※**令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限額を15,000円に引き上げます。**


【適用日】

令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
：0120-60-3999

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。

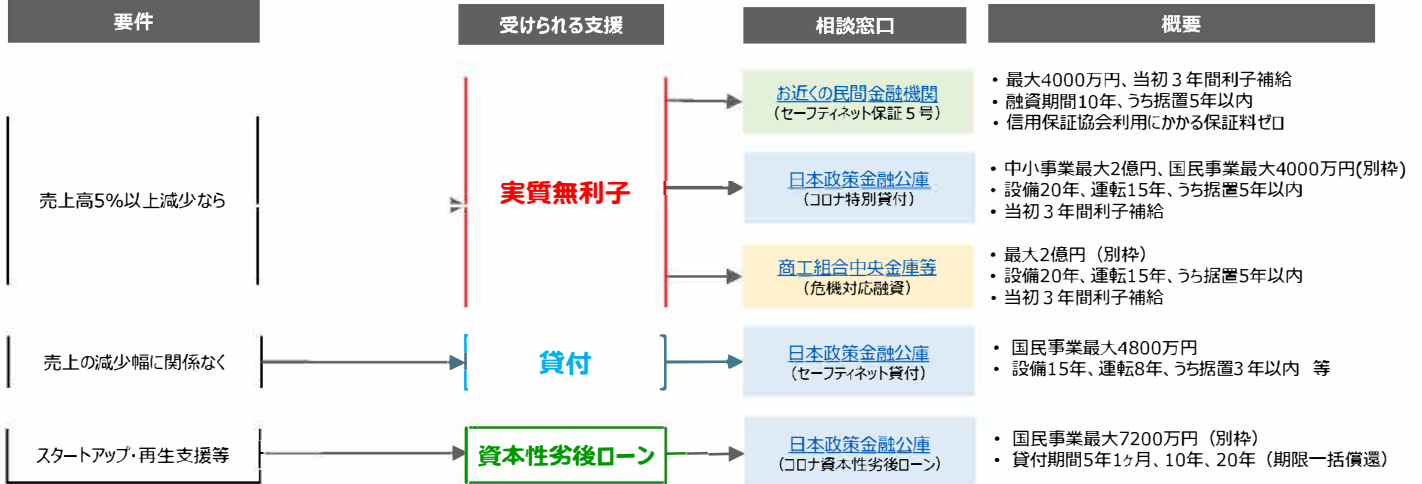


2. 資金繰り支援

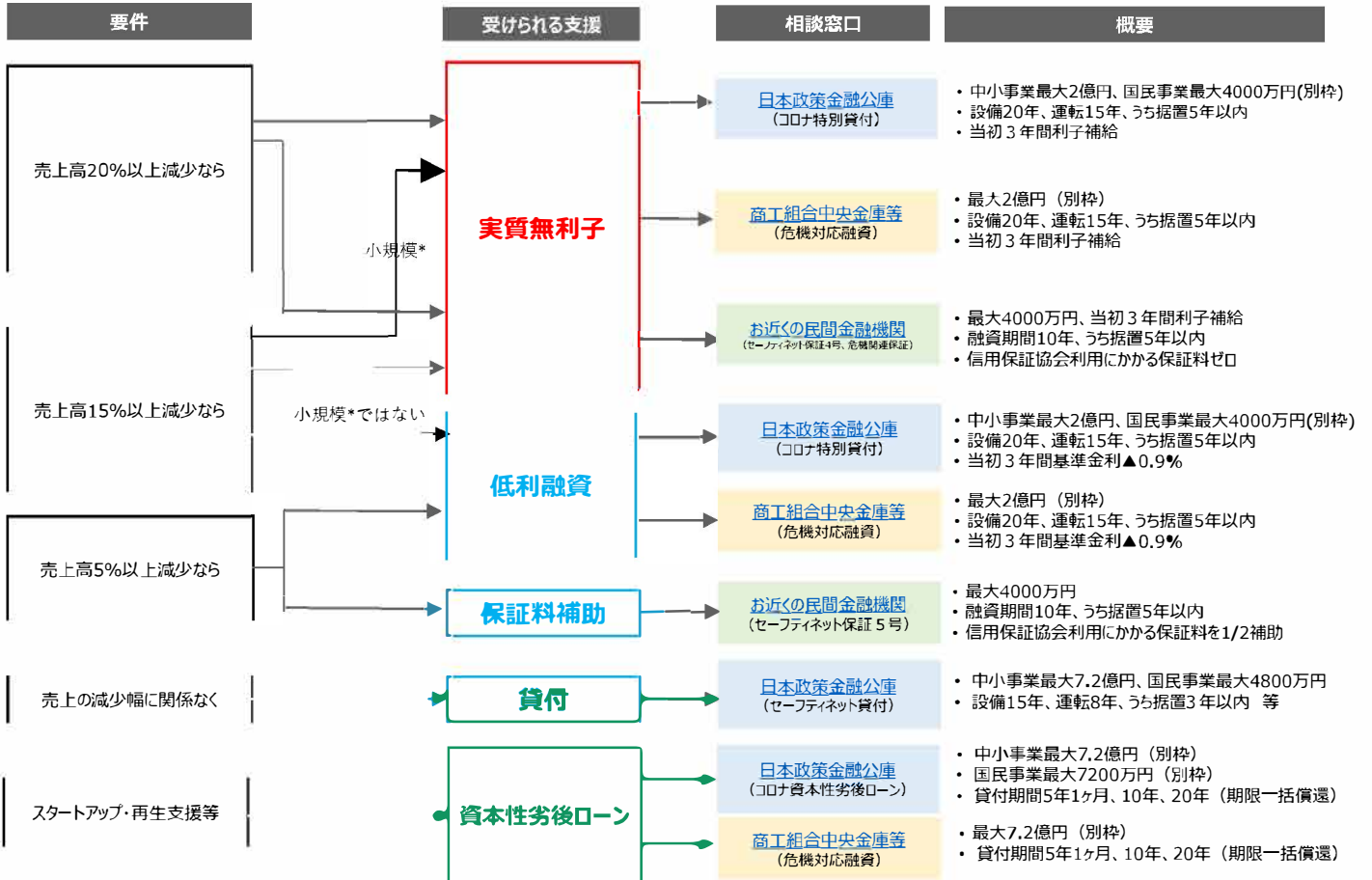
中小企業向け資金繰り支援内容一覧表（6/15時点）

※ 見やすさの観点から簡略化していますので、詳しい情報は支援策パンフレットでご確認ください。

① 個人事業主向け（小規模に限る）



② 小・中規模企業者向け（①以外）



企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

＜※小規模の要件＞
 製造業、建設業、運輸業、その他業種
 → 従業員20名以下
 卸売業、小売業、サービス業
 → 従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

＜創業1年1か月以上＞
 最近1か月※の売上高と、前年または前々年の同期と比較

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど＞
 以下のいずれかで比較 ※業歴3か月以上に限る
 ● 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較
 ● 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
 ● 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListic株式会社INQが寄稿した記事を参考に作成しました。

資金繰り 支援内容一覧

融資制度、信用保証制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし	金利▲0.9引下げ	実質無利子融資
セーフティネット貸付 基準金利 【対象要件】 売上高等の要件はなし	新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資 危機対応融資 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 <small>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応</small>	+ 特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給 【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、 <u>全国・全業種※</u> を対象に100%保証。 <small>※一部保証対象外の業種があります。</small>			
一般保証枠（2.8億円）	+	SN保証枠（2.8億円）	+	危機関連保証枠（2.8億円）
信用保証付融資における保証料・利子減免 セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。				

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付

※**新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度**
(10パーセント)を併用することで**実質的な無利子化**を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。**各公庫の既往債務の借換も可能。**
7月頭より、融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円（**拡充前3億円**）、
国民事業8,000万円（**拡充前6,000万円**）

【金利】当初3年間 **基準金利▲0.9%**、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【利下げ限度額】中小事業2億円（**拡充前1億円**）、
国民事業4,000万円（**拡充前3,000万円**）

※金利は令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（**拡充前3,000万円**）となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は**遡及適用が可能**です。

【お問合せ先】

➡ **平日のご相談**

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

➡ **土日・祝日のご相談**

日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
沖縄公庫：0120-981-827

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間（最長）
- ・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等2億円（拡充前1億円）、
国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※特別利子補給制度の申請書は、8月下旬以降、順次、貸付を行った金融機関等から交付・郵送いたします。

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較も可能です。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【詳細】

（独）中小企業基盤整備機構HP（特別利子補給制度特設ページ）

<https://www.smrj.go.jp/news/2020/rho.htm>

【お問合せ先】

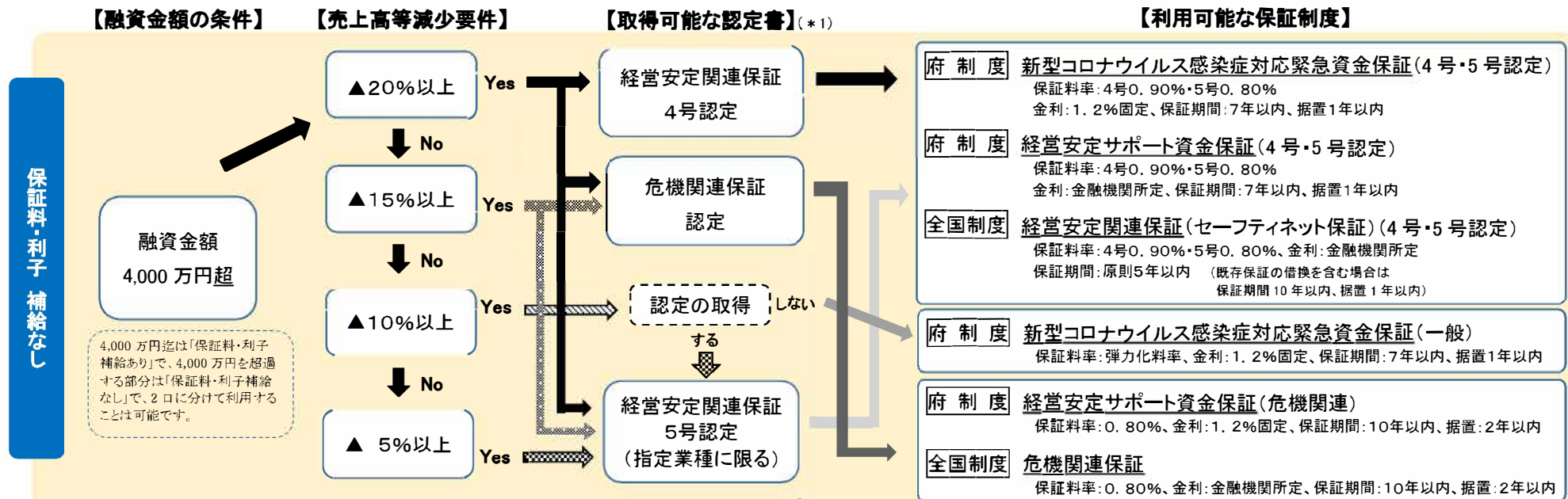
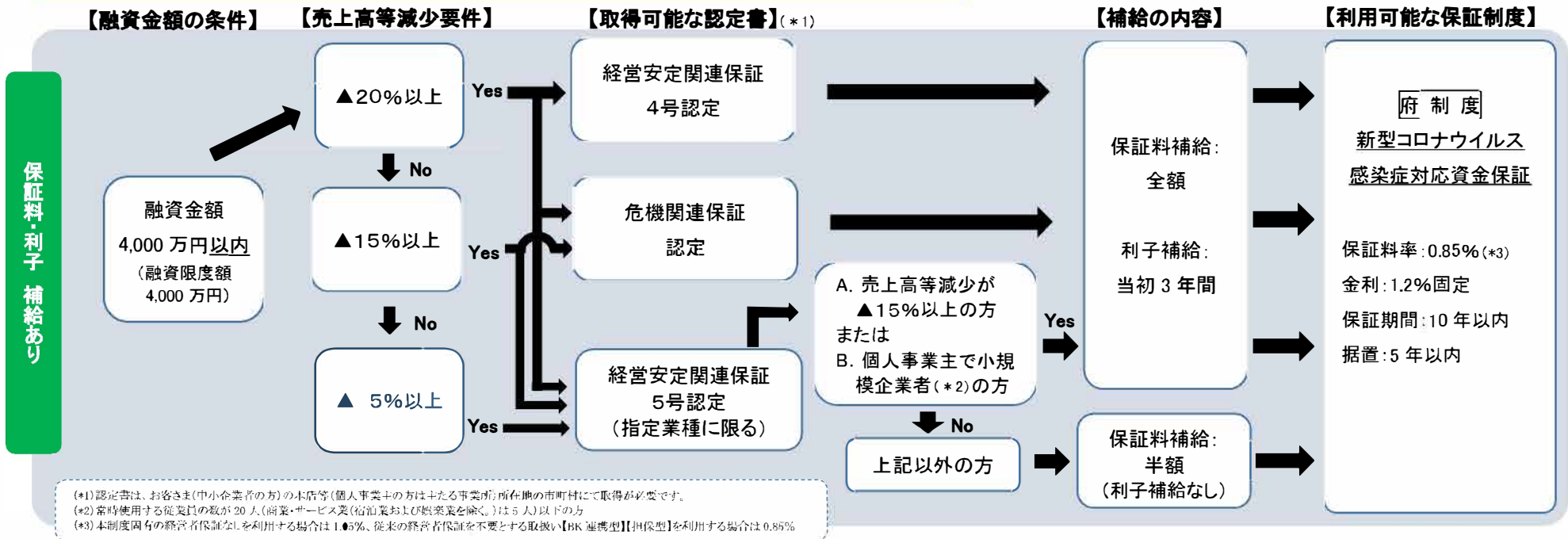
（独）中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】平日・土日祝日 9時00分～17時00分



◆新型コロナウイルス感染症対策に係る保証制度の選択チャート(保証料・利子補給有無別)



セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN5号：5月1日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
 - ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。
- ※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

認定窓口の混雑緩和、事業者の利便性確保といった観点から、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、従来30日間としていた認定書の有効期限を令和2年8月31日までに延長します。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
 ※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

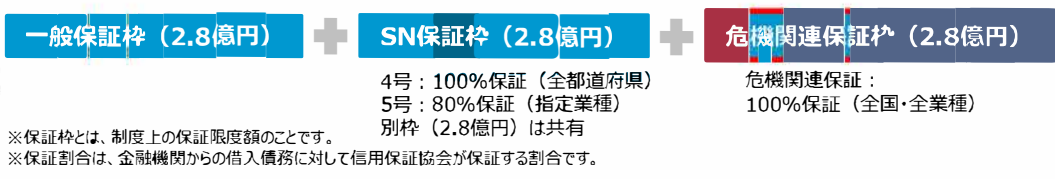
危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】



※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

【最寄りの信用保証協会】

右のQRコードよりご確認ください。

➡ 土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。



民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。**各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充。**

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

【対象要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

【融資上限額】 4,000万円 (拡充前3,000万円)

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

【融資期間】 10年以内 【うち据置期間】 最大5年

【担保】 無担保

【保証人】 代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)

【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 [0570-783183](tel:0570-783183)

※平日・土日祝日9時00分～19時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

日本公庫等の既往債務の借換

※日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、**既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象**にします。

7月から借換え限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 **2億円** (拡充前1億円)、
 - 国民事業 **4,000万円** (拡充前3,000万円)
- (2) 商工中金 **2億円** (拡充前1億円)

【借換え限度額】

- (1) 日本政策金融公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 **6億円** (拡充前3億円)、
 - 国民事業 **8,000万円** (拡充前6,000万円)、
- (2) 商工中金 **6億円** (拡充前3億円)

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

➡ 平日のご相談

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
 沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
 商工中金 相談窓口 0120-542-711

➡ 土日・祝日のご相談

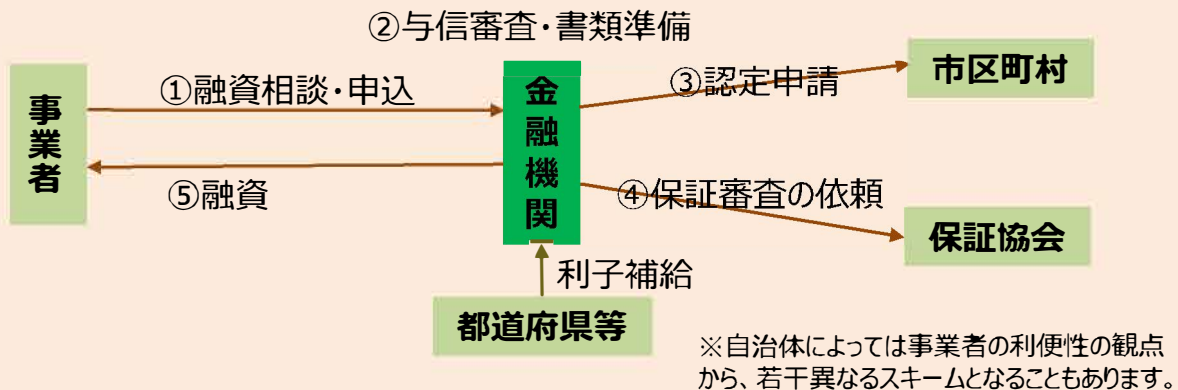
日本公庫：0120-112476 (国民)、0120-327790 (中小)
 沖縄公庫：0120-981-827
 商工中金 相談窓口 0120-542-711

よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

5月1日より各都道府県等にて制度を開始しておりますので、
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 市町村認定書 (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証協会必要書類 など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しているところですが、今般、**1か月間の減収額が3割以上（前年同月比）となった病院及び診療所**に対して、経営上必要な資金を融通し重点的な支援を行う観点から、**貸付限度額、無担保貸付額・無利子貸付額について更なる拡充**を行いました。

【新規貸付の概要】

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置
※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

融資条件（全施設共通）																
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。															
償還期間(据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。															
病院・診療所																
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①病院</th> <th>②診療所</th> <th>コロナ対応を行う医療機関※1</th> <th>政策医療を担う医療機関※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年間の無利子貸付の範囲</td> <td>(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円</td> <td>(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円</td> <td>①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額</td> <td>①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額</td> </tr> </tbody> </table>		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2	当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額					
		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2											
当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額												
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）															
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円															
無担保貸付	[病院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額															
介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業																
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護老人保健施設、介護医療院</th> <th>助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年間の無利子貸付の範囲</td> <td>1億円</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の部分</td> <td colspan="2">0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）</td> </tr> <tr> <td>貸付金の限度額</td> <td colspan="2">次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円</td> </tr> <tr> <td>無担保貸付</td> <td colspan="2">1億円 4,000万円</td> </tr> </tbody> </table>		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）		貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円		無担保貸付	1億円 4,000万円	
	介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業														
当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円														
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）															
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円															
無担保貸付	1億円 4,000万円															

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

特例緊急経営安定貸付

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは？

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、(独)中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】

2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

【貸付利率】

無利子

【償還期間】

貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合には6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】

6か月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】

不要

【お問合せ先】

(独)中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日 9:00～18:00 (電話) [050-5541-7171](tel:050-5541-7171)

新型コロナ特例リスケジュール

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？

①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

③資金繰りの継続サポート

特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

(①～③における中小企業者の費用は原則不要です。)

事業改善まで一貫してサポート

特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用など）の中小企業者の負担割合を引き下げます。

※中小企業再生支援協議会とは

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、**地域における再生支援のプラットフォーム**です。平成15年の設置以来、累計で43,000件以上の相談実績、14,000件以上の支援完了実績があります。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：0570-783183

最寄りの中小企業再生支援協議会

以下のURL又は右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/200225kyouqikai.pdf>



新型コロナウイルス感染症の影響による 資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ

資金繰りやローンの返済等でお困りのことはありませんか？
取引先の金融機関の相談窓口へ積極的にご相談ください。

銀行等においては、迅速かつ柔軟に事業者・個人
の皆様の支援に取り組んでいますので
お取引先の銀行等へ積極的にご相談ください



具体的な支援策(新規融資・条件変更)

- ・新規融資をお願いしたい。
- ・既往債務の返済猶予について相談したい。
- ・住宅ローン等の返済猶予について相談したい。
- ・政府系金融機関の活用を検討したい。



事業者・個人の皆様

新規融資・既往
債務の返済猶予

相談

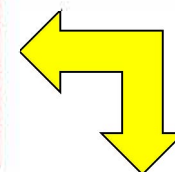
迅速かつ柔軟に

つなぎ融資や、
返済猶予等の条件
変更

まずはお取引先の
銀行等へ積極的
にご相談ください！！



民間金融機関



協調・連携

新規融資の相談

セーフティネット貸付による支援



政府系金融機関

**金融機関は事業者のニーズを踏まえた必要な支援を実施します。
個人の事業性ローン、住宅ローン等についても必要な支援を実施します。**

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた 事業者・個人の皆様の支援に係る金融庁の施策について

令和2年3月6日

金融庁は、金融機関に対し以下の通り要請しております。(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話)

各民間金融機関におかれては、従来より事業性評価や伴走型支援といった事業者の実態把握と必要な支援に取り組んでいると承知していますが、今般の問題に対する対応はまさにこれまでの取組の真価が問われる局面です。2月7日の要請以降も、海外旅行者だけでなく国内旅行者の減少による観光業者の売上減少や中国からの部品・材料の調達難等による製造業者の生産減少等に伴う、事業者からの資金繰りに係る不安の声も、業種を問わず非常に多く寄せられているものと認識しております。

このような状況を踏まえ、事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをして、更にきめ細かく実態を把握して頂くよう強く要請します。特に、年度末は、資金繰りが更に厳しくなるおそれもあることから、資金面において事業者が年度末を乗り越えられるよう、

- ・ 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること
- ・ 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施(担保・保証徴求の弾力化含む)に加え、政策金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付やセーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること
- ・ こうした事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること

を現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底頂きたいと存じます。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮願います。

【お問い合わせ先】

■ 金融庁の相談窓口（受付時間：平日 午前10時～午後5時）

◎ [新型コロナウイルスに関する相談ダイヤル](#)

0120-156811（フリーダイヤル）

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

■ 各財務局の相談窓口

◎ 北海道財務局	011-729-0177	◎ 近畿財務局	06-6949-6530
◎ 東北財務局	0120-917-993	◎ 中国財務局	0120-99-0028
◎ 関東財務局	048-615-1779	◎ 四国財務局	087-811-7803
◎ 北陸財務局	076-208-6711	◎ 九州財務局	096-353-6352
◎ 東海財務局	052-687-1887	◎ 福岡財務支局	092-433-8066
		◎ 沖縄総合事務局	098-866-0095

■ 銀行協会・政府系金融等の相談窓口

◎ 全国銀行協会	050-3385-6091	◎ 日本政策金融公庫	0120-154-505
◎ 全国信用金庫協会	03-3517-5825	◎ 沖縄振興開発金融公庫	098-941-1795
◎ 全国信用組合中央協会	03-3567-2456	◎ 商工組合中央金庫	0120-542-711
◎ 全国労働金庫協会	03-3295-6740	◎ 日本政策投資銀行	0120-598-600

■ 事業者の皆様へのご支援策

経済産業省ホームページの特設ページに様々な支援メニューが掲載されています。

[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索

3. 税・社会保険、その他

納税猶予・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

<①申告（及び納税）にお困りの方>（詳細はP66）

		個人・法人全ての方が対象
申告・納税期限の延長	全事業者	申告が必要な以下の税 <ul style="list-style-type: none"> ・申告所得税(及び復興特別所得税) ・法人税 ・消費税 ・贈与税 ・相続税 の申告(※) → 申告期限以降も、 柔軟に受付
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本的には、延滞税・利子税は発生しません ✓ 申告書の作成又は来署することが可能になった時点での税務署への申し出で受け付けます。

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

<②お支払いが困難な方>

✓ **納税期限**（延長された期限を含む。）までにお支払いが困難な方

納税の猶予	事業収入が 20%以上減少	原則全ての税（詳細はP67） 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上） → 無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予
	個別の事情がある場合	国税（詳細はP68） ・原則、 1年間猶予 （状況に応じて更に1年間猶予される場合あり） ・猶予期間中の 延滞税の全部又は一部が免除 ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予 ※税務署において所定の審査を行います。 ※ 地方税においても、国税と同様の措置 を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP69） <個別の事情> ①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ●事業を廃止し、又は休止した場合 ●事業に著しい損失を受けた場合

〇イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）




1. 税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日	・4月16日まで期限を延長 ・ <u>4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受付</u> ※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日	
贈与税	令和2年3月16日	

- ◆ 4月17日（金）以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い

[021_01.pdf](#)

[0020004-](#)

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

[044.pdf](#)

[0020004-](#)



2. 事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2020年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

2020年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、事業収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、

- ※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。
- ◆ 原則、1年間納税猶予が認められます。
- ◆ 担保の提供は不要です。
- ◆ 猶予期間中の延滞税が免除されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から「納税の猶予許可通知書」が送付されます。

※この「納税の猶予許可通知書」のほか、猶予期間中に「納税証明書」（その1）を取得すると、「新型コロナ臨時特例法第3条による納税の猶予が適用」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）

※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）

- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf



3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額


猶予が認められた場合

◆ 原則、**1年間猶予が認められます。**

(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。

◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



4. 個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上の急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

- (※1) **納税猶予**の要件
→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比概ね**20%以上減少**
- (※2) **軽減・免除**の要件
→ 2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率
・**50%以上減少** : **ゼロ**
・**30%以上50%未満** : **1/2**

支払い 対象 資産	2020年 (2020年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象)
土地 【固定資産税・ 都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分の支払い 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
事業用家屋 【固定資産税 ・都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2020年4月30日～2023年3月31日までに取得したもの。 ・先端設備等導入計画の提出が必要です。			
償却資産 (機械・設備等) 【固定資産税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した 構築物も対象) ・先端設備等導入計画の提出が必要です。			

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口 : 0570-077322

固定資産税等の軽減

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の**来年（2021年）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※今年（2020年）の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合があります。詳細はP57をご覧ください。

- ＜減免対象＞ ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）
- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
 - ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

<p>国 (導入促進指針の策定)</p> <p>協議 ↑ ↓ 同意</p>	<p>対象地域 全国1,646自治体 (うち1,642がゼロ(2月末時点)) ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村</p>
<p>市町村 (導入促進基本計画の策定)</p> <p>申請 ↑ ↓ 認定</p>	<p>対象設備</p> <p>機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの</p> <p>事業用家屋と構築物を対象追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの <p>※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。</p>
<p>中小企業 (先端設備等導入計画の策定)</p>	<p>特例措置</p> <p>固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める</p>

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322

欠損金の繰戻し還付

1. 欠損金の繰戻し還付制度

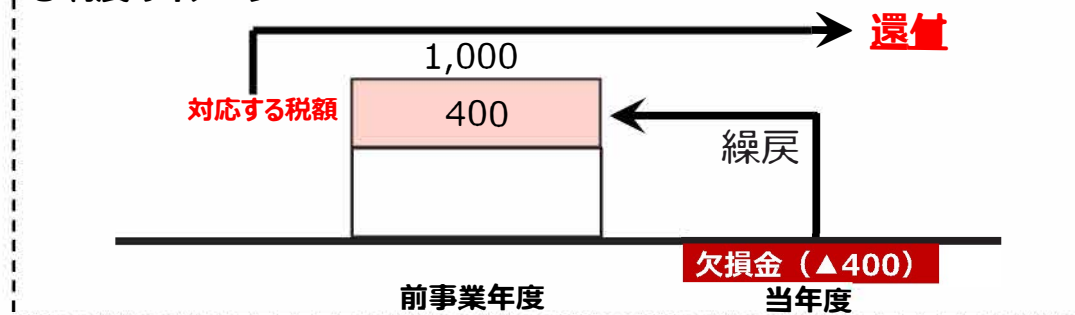
資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金1億円以下）	資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大

※令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用

○制度のイメージ

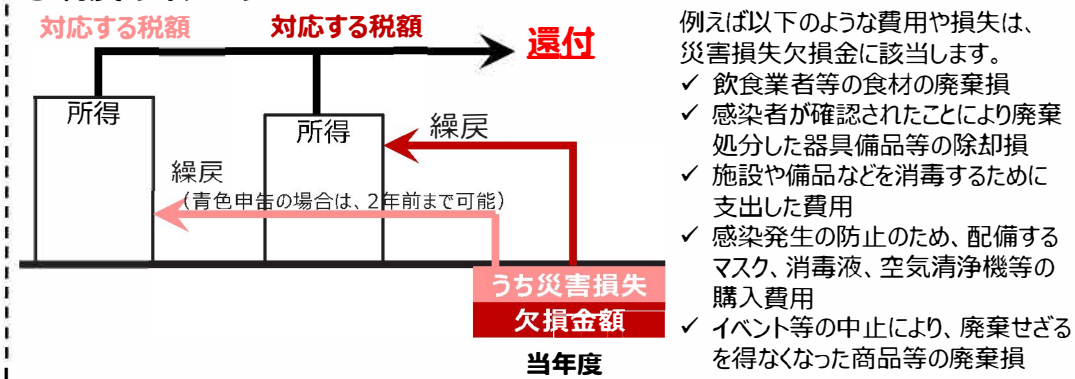


2. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

○制度のイメージ



詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf



厚生年金保険料等の猶予制度の特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料・労働保険料等の納付を猶予することが可能となります。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、**事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり**、一時に納付を行うことが困難な事業主

【内容】

1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。
担保の提供は不要。延滞金が免除。

猶予制度の特例を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※ 労働保険料に係るお問い合わせ先は、都道府県労働局となります。

猶予が認められると、「**納付の猶予（特例）許可通知書**」が送付されます。この「**納付の猶予（特例）許可通知書**」には「**新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用**」された旨が記載されます。

※ 猶予期間中に管轄の年金事務所において「納入確認書」を取得した場合も、「**新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用**」された旨が記載されます。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

[tt](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202004/20200422.html)

[index.html](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202004/20200422.html)



厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202004/20200422.html>

厚生年金保険料等の猶予制度

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・
販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を經由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ② 事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、または休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- ▶ 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- ▶ 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※ 労働保険料に係るお問い合わせ先は、都道府県労働局となります。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

[tt](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html)

[index.html](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html)



厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>

厚生年金保険料等の 標準報酬月額の特例改定について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、**休業により報酬が著しく下がった方**について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**となりました。

【対象となる方】

次の（１）から（３）のすべてに該当する方が対象となります。

- （１）**新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）**があったことにより、**令和２年４月から７月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- （２）**著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（１か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて２等級以上下がった方**
※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- （３）本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意している**
※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）
※ 本特例措置は、同一の被保険者が複数回申請を行うことはできません。

【対象となる保険料】

４月から７月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の**５月から８月分保険料が対象**となります。

※ 令和３年１月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

【申請手続について】

月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

※ 管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）

※ 届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

【お問合せ先】

ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html>



国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて

① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2. 保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

【お問合せ先】

- 国民健康保険料（税）について
⇒ お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
(国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合)
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒ お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒ お住まいの市区町村の介護保険担当課

電気・ガス料金の支払猶予等について

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました（令和2年4月7日）。

【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf



ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf



※緊急小口資金若しくは総合支援資金の貸付を受けた方、これらの貸付を受けようとする方又は電気・ガス料金の支払いに困難な事情があると認められる方については、託送料金等の支払期日を4ヶ月繰り延べる等の措置^(注)を講じています（令和2年6月24日）。

(注) 措置を講じている事業者

○電気：北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社

○ガス：東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、東部瓦斯株式会社等

「持続化給付金」受給事業者を対象 としたNHK放送受信料の免除について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの中小企業や個人事業者の事業継続が困難となる事態が生じていることから、持続化給付金の給付決定を受けた事業者の負担を軽減するための緊急的な措置として、受信料の免除を行います。

【免除する放送受信契約の範囲】

持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所など住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約

※令和3年3月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限りです。

【免除の期間】

NHKに免除の申請をした月とその翌月の2か月間

※受信機を設置した月に、受信契約を締結して、免除を申請した場合は、その翌月および翌々月の2か月間

【免除の申請方法】

①「免除申請書」をNHKホームページ（以下URL・QRコードを掲載）よりダウンロードしていただき、記載例を参照のうえ、必要事項を記入。

■ 免除申請書のダウンロード

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/pdf/corona_jushinryo_menjo.pdf



② 記入例のページ下部から、あて先（NHK東京事務センター行）を切り取っていただき、封筒（長形3号サイズ）に貼ってください。

③ 「免除申請書」と「持続化給付金給付通知書のコピー（「宛名」と「通知内容」の両面）」を封筒（長形3号サイズ）に入れて郵送してください。

※「持続化給付金」給付通知書（コピー）が免除の証明書となるため、同封されていない場合、免除することができませんのでご注意ください。

【留意点】

休業により一時的に受信契約を解約されている場合など、受信契約を締結されていない場合は、免除を受付することができません。受信契約を新たに締結した後に、再度、免除の申請をしてください。

【詳細・お問合せ先】NHKホームページをご確認ください。

○ 本社所在地のNHK放送局「ご相談窓口」

<https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo/window.html>

○ 受信料免除以外にも、事業所割引等の取扱いについてご案内しております

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html



リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

- A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。



[https://j-net21.smrj.go.jp/
support/tsdlje00000085bc.html](https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html)



Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

- A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/
attach/pdf/index-25.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf)



Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

- A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。



[https://www.jfc.go.jp/n/finance/
saftynet/covid_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html)



[https://www.shokochukin.
co.jp/disaster/corona.html](https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html)



[https://www.zensinhoren.or.jp/
model-case/keiei-shisho.html](https://www.zensinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html)



Q. コロナ対策を含む中小企業向けの支援策を検索したい。

- A. 補助金等の制度検索から電子申請までをサポートする「ミラサポplus」では、各種支援策をキーワードで検索することができます。



[https://seido-navi.mirasapo-
plus.go.jp/catalogs](https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/catalogs)

